

全国子ども会安全共済会のご案内

—2019年度—

ご加入の前に必ずお読みください(共済約款ほか抜粋)

1. 補償の対象となる「子ども会活動」とは

- (1)子ども会の活動計画に基づき、1名以上の指導者(20歳以上の者に限る)又は育成会員の管理下にある活動
 - (2)子ども会の活動計画を実施するために必要な調査及び準備のための活動
 - (3)上記(1)において計画されている子ども会活動の一環として参加する各種研修会、研究会及び会議に参加して行う活動
- ※上記(1)～(3)の活動には、子ども会が指定する集合場所又は解散場所と被共済者の住居との通常の経路の往復中を含みます。

2. 被共済者の範囲

単位子ども会、市区町村子連、都道府県・指定都市子連に所属する者。(就学前3年以下の幼児が行事に参加する場合には安全共済会に加入している保護者、祖父母又は親族が同伴することが必要となります。)

3. 共済金をお支払いする場合

(1)死亡共済金

- ①被共済者が子ども会活動中に傷害又は疾病を被りその直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。
- ②被共済者が子ども会活動中に突然死(上記が適用されない疾病により急死)したとき。

(2)後遺障害共済金

被共済者が子ども会活動中に傷害又は疾病を被りその直接の結果として、共済約款に定める身体障害の状態(後遺障害)となったとき。

(3)医療共済金

被共済者が子ども会活動中に傷害又は疾病を被りその直接の結果として、医師の治療又は柔道整復師による施術を受けたとき。

4. 共済金額

- (1)死亡共済金 600万円
- (2)後遺障害共済金 後遺障害の程度に応じて 7万円～600万円
- (3)医療共済金 健康保険等を適用した医療費総額の30%
(支払限度額50万円)

5. 共済金を支払わない主な場合

(1)次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害又は疾病

- ①共済契約者又は被共済者の故意又は重大な過失
- ②共済金を受け取るべき者の故意又は重大な過失。ただし、その者が死亡共済金の一部の受取人である場合には、共済金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③被共済者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、被共済者が小学生以下の闘争行為の場合には、共済金を支払います。
- ④交通事故(自転車の単独事故、又は自転車同士の衝突事故を除く。死亡共済金、後遺障害共済金を除く。)
- ⑤飲酒後に発生した当日中の事故等によるもの
- ⑥被共済者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
(ア)法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
(イ)酒に酔った状態で自動車等を運転している間
(ウ)麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
(エ)自転車に二人乗りしている間(法令で認められる場合を除きます。)

- ⑦被共済者の妊娠、出産、早産又は流産
- ⑧戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動
- ⑨地震もしくは噴火又はこれらによる津波
- ⑩核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故
- ⑪③から⑩までの事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑫⑩以外の放射性照射又は放射能汚染
- ⑬喘息・癲癇の持病がある被共済者が、子ども会活動中に発症した喘息・癲癇の持病
- ⑭成長痛・野球肘・疲労骨折
- ⑮安全共済会に加入している保護者の同伴がない就学前3年までの乳幼児に、子ども会活動で発生した事故等

- (2)当会は、医学的他覚所見があるが、子ども会活動との因果関係が不明確な傷害又は疾病の場合は、共済金を支払いません。また、被共済者が頸部症候群(注)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなくとも、共済金を支払いません。

(注)いわゆるむちうち症をいいます。

(3)医療共済金を支払わない場合

- ①平常の生活に支障がない程度になおった時以降の期間の医療費
- ②事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間の医療費
- ③総医療点数が333点以下(医療共済金の額が1,000円以下)の場合
- ④共済金の支払い期間中に重複して支払い事由が発生した場合

6. 共済期間

2019年4月1日0時より2020年3月31日24時までの1年間。
(期間の途中で加入することもできます。)

7. 共済掛金とその他の会費

共済掛金は被共済者1名年額50円(10月1日以降の加入は40円)。
※共済掛金のほかに全国子ども会連合会運営費と都道府県・指定都市子連運営費が必要になります。

8. 共済契約者

共済契約者は、全国子ども会連合会に加盟する都道府県(指定都市)子連に加盟する市町村(区)子ども会連合組織の代表者とする。但し、都道府県(指定都市)子連に加盟する市町村(区)子ども会連合組織がない場合は、都道府県(指定都市)子連に加盟する単位子ども会の代表者とする。全国子ども会連合会に加盟していない都道府県については、当該都道府県の市町村(区)子ども会連合組織の代表者又は単位子ども会の代表者とする。

9. 契約者(市区町村子連)の加入手続き(4月1日加入の場合)

—4月2日以降の加入については、当会ホームページにてご確認ください—

- (1)共済契約者(市区町村子連)は、2019年3月31日までに所定の「共済契約申込書」所要事項を記入し、都道府県・指定都市子連に申し込むこととする。
- (2)次の書類を2019年4月1日より5月31日までの間に都道府県・指定都市子連に提出すること。
 - ①契約者申込書
 - ②加入申込書・加入者名簿
 - ③年間行事計画書
- (3)共済契約者(市区町村子連)は、2019年4月1日より5月31日までの間に共済掛金等を都道府県・指定都市子連が指定する金融機関に振り込むものとする。

10. 万一事故が発生した場合

(1)事故の通知

被共済者が、共済金を支払う場合の傷害又は疾病を被った場合は、被共済者又は共済金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生状況及び傷害又は疾病の程度を都道府県・指定都市子連に通知しなければなりません。

(2)共済金の請求

- ①当会に対する共済金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行することができるものとします。
 - (ア)死亡共済金については、被共済者が死亡した時
 - (イ)後遺障害共済金については、被共済者に後遺障害が生じた時
 - (ウ)医療共済金については、平常の生活ができる程度になおった時又は事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ②被共済者又は共済金を受け取るべき者が共済金の支払いを請求する場合は、共済金請求権の発生した日から60日以内に共済金請求時に必要となる書類を提出しなければなりません。
- ③共済金請求事由が発生した時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

「全国子ども会安全共済会」ご加入に際して特にご確認ください事項を本チラシに記載しておりますので、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ホームページ上の共済規定をご確認いただき、詳細及びご不明な点等は本会までお問合せください。